

競争参加資格停止措置の概要

1 競争参加資格停止措置業者名及び住所

競争参加資格停止措置業者名：システムズ・デザイン株式会社
住 所：東京都杉並区和泉1-22-19

2 競争参加資格停止措置期間

平成31年1月23日から平成31年5月22日まで4ヶ月

3 競争参加資格停止措置理由

上記1業者は、当機構との間で平成29年2月13日付け締結した「業務遂行援助者の配置助成金に係る帳票処理等業務」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）に基づく業務の一部を当機構の事前承諾なしに第三者へ再委託していたことが判明した。このことは、本件契約8条及び23条に違反し、本件契約の相手方として不適当であると認められることから、「競争参加資格の停止等の措置を定める件」(平成23年達第89号)別表第1の4に該当するため。

<平成23年達第89号 別表第1>

1～3 略 (契約違反)	略
4 機構発注工事等の契約の履行に当たり、契約に違反し、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内

(問合せ先) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 経理部契約第二課 契約第一係 TEL 043-213-6425
